



関本秀治税理士

民主、自民、公明の3党は10日、未成立で積み残しとなつていつる2011年度税制「改正」項目のうち、強権的な徴税を狙う国税通則法の「改正」を現在開かれている臨時国会で成立させる方針で一致しました。国税通則法「改正」の何が問題か、関本秀治税理士に聞きました。

関本秀治税理士に聞く

「改正」案は、今まで訴えてきた強権的な徴税を行ってははならない課税の調査権限の一方的強化を狙ったもので、改悪を許さず廃案に追い込むことが必要です。

「改正」案の主な問題点を見てみます。

課税の権限強化

税務職員は、所得税などに関する調査において、必

要があるときは、納税者の事業に関する帳簿書類などを検査することができま

す。これは質問し、検査することから質問検査権と呼ばれています。

国税通則法「改正」案で狙われているのは、質問検査権の強化です。

「改正」案は、課税の

権限強化

による「質問」「検査」のほかに、罰則付きで、帳簿書類合として、予告なしの調査を法定することです。

さらには重要なことは、

税務職員は、所得税など

に関する調査において、必

要があるときは、納税者の事業に関する帳簿書類などを

検査することができま

す。

これまで、税務調査の現場では、「預かり」と称して提出を強要する例がありましたが、今回の「改正」

によって、これが法的な強

制力をを持つことになります。

このように見てくると、一般的な質問検査権が民主

団体などに対する治安立法

は、課税の増加などを求める「更正」などの行政処分の際に、その理由を提示(理由付記)するなどが義務付けられます。理由を示すこととは本来、当然であり、これまで部分的にしか行われてこなかつたことが問題なのです。

ところが、「改正」案は理由付記と抱き合わせで、所持300万円以下の零細事業者にまで記帳・記録保存義務を拡大することを盛り込みました。

この提出要求の拒否には「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」が科せら

れます。

これまで、税務調査の

現場では、「預かり」と称して提出を強要する例があ

りましたが、今回の「改正」

法で定められていました。

今回の「改正」では、質

問検査権の規定を、国税通

則法に集約化することを盛

り込んでいます。つまり、

国税通則法のもとで、すべ

ての税目に質問検査権の網

をかけることができるとい

うことです。

これは、これまで一般的な質問検査権が及ばなかっ

た、労働組合や業者団体、

民主団体やそのほかの任意

団体などに対する帳簿等の

提出要求を含む質問検査権

の行使が、全面的に可能にな

ることです。

このように見てくると、一般的な質問検査権が民主

団体などに対する治安立法

として利用される懸念が拭

いきません。1963年

消費税の大増税時代に備え

るという思惑も込められて

いると考えられます。

行わたることを忘れてはな

りません。

国税通則法の「改正」

は、もともとは曖昧だつ

た納税者の権利を法律上

明確にするという「納

税者権利憲章」制定の動

機密協議の下で、「納

税利憲章の制定」や「納

税の改悪は、自公政権でさ

れどもなかなかたものです。そ

れを、民主党政権は、消費

税増税などの大衆課税強化

とその一方での大企業・大

資産家優遇税制の拡充と合

わせて強行しようとしてい

ます。

こうしたまま討ちに

らします。多くの中小業者

が「払いたくても払えない

わざなくてはなりません



予告なし「恐怖調査」の横行 治安立法に利用への懸念も

TOKYO FM (納税者権利憲章をつくる会)が開いた国税通則法「改正」法案上程反対集会(11月、国会内)

これは、これまで一般的な質問検査権が及ばなかつた、労働組合や業者団体、資産家優遇税制の拡充と合わせて強行しようとしています。

税務職員は、所得税などに関する調査において、必

要があるときは、納税者の事業に関する帳簿書類などを検査することができま

す。これは、これまで一般的な質問検査権が及ばなかつた、労働組合や業者団体、資産家優遇税制の拡充と合わせて強行しようとしています。

税務職員は、所得税などに関する調査において、必